

令和4年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和4年1月28日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
-

○出席議員（8名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 讓二 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

○欠席議員（1名）

5番 坂本 志郎 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	和田 宏一 君	企画振興課長	八 幡 雅人 君
総 務 課 長	本見 泰敬 君	税務財政課長	対 馬 憲仁 君
保健福祉課長	福田 一輝 君	建設水道課長	佐 野 健二 君
学 務 課 長	平 田 充 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松崎 博幸 君 議会事務局次長 長岡 紀文 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3ヶ所を開放します。

但し、発言時においては、一定の距離を確保したうえで、マスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規程により、1番加藤勉君及び8番鹿又政義君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和4年、最初の議会であります。議員の皆様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

また、議員各位、町民の皆様におかれましても、新年早々の大雪やコロナが蔓延するなど不安な日々が続いておりますが、令和4年も職員一丸となって、行政運営を行ってまいりますので、ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

議長よりお許しをいただきましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

北海道におけるまん延防止等重点措置についてであります。

新型コロナウイルス感染症の道内の感染拡大に伴い、昨日、1月27日から2月20日までの期間、道内全域において、「まん延防止等重点措置」が発令されました。

道央圏のみならず、根室管内においても感染が広がっており、全道一円に感染が拡大されております。

当町におきましても、1月27日に3名の感染が確認されました。

感染状況につきましては、第5波の主流であった「デルタ株」から、この第6波では、より感染力の強い「オミクロン株」への置き換わりが進んでいるようであり、町民の皆様には、日常的な感染対策の徹底をお願いいたします。

当町診療所で確認がとれました感染者数につきましては、速やかにホームページや防災無線などでお知らせいたしますので、うわさに振り回されないよう正確な情報をご確認いただきますようお願いを申し上げます。

まん延防止等重点措置期間における公共施設につきましては、基本的に感染防止対策をしっかりと取りながら、運営を行う方針でございますが、感染拡大状況によっては、休館等の判断を行ってまいりたいと考えております。

また、感染拡大防止や重症化予防に有効とされるワクチン接種につきましては、住民への第3回目の接種に向けて、2月1日から接種を開始できるよう準備を進めているところであり、すでに医療従事者等には接種を始めているところです。

さらに、役場の勤務体制につきましては、感染予防対策と役場業務の継続に支障が起きないように、来週1月31日月曜日から2月18日金曜日まで、船見町のコミュニティーセンターにて分散勤務を行うこととしております。

より感染力の強いウイルスに対する取り組みとなりますが、町民の皆様には、引き続き

き、基本的なマスクの着用や、十分な手洗い等の感染防止対策の徹底、さらに感染者が出た場合は、感染者やその家族などへの誹謗中傷のないようご配慮を切にお願いいたします。

行政報告は以上であります。

○議長（佐藤 晶君） これで行政報告は、終わりました。

◎日程第5 議案第1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、「歳入歳出予算の補正」であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,957万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億956万円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。

14款国庫支出金1億647万1,000円を追加し、6億674万1,000円。

2項国庫補助金1億647万1,000円を追加し、4億2,967万9,000円。

内容につきまして、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金の追加分として3,460万円。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金が5,752万5,000円です。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1,434万6,000円となっております。

19款1項繰越金4,309万9,000円を追加し、4,310万円。歳出の財源調整として前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計1億4,957万円を追加し、54億956万円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款民生費1億1,157万円を追加し、6億8,241万7,000円。

1項社会福祉費7,527万円を追加し、4億7,186万5,000円。

内容につきましては、2件の事業があります。

1件目は、新型コロナが長期化する中で、住民税非課税世帯及び家計に急変のあった世帯に対し、臨時特別給付金10万円を支給する事業であり、6,052万5,000円の追加であります。事業費の95%及び事務費の全額が国庫補助金となります。

2件目は、住民税非課税世帯に対して町独自の支援策として3万円を上乗せするもので新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1,474万5,000円の追加であります。

2項児童福祉費3,630万円を追加し、2億1,050万1,000円。これにつきましても2件の事業があります。

1件目は、子育て世帯臨時特別給付金ですが、12月の第4回定例議会で高校生以下から新生児の児童を持つ世帯に対し10万円の給付事業につきまして、補正させていただきましたが、対象者数の精査によりまして、当初見込みより対象者が346名増えたことで3,460万円の追加となりますが、全額、国庫補助金の対象でございます。

2件目は、子育て世帯臨時特別給付金事業の所得制限により対象外となった世帯に対し、自治体の判断で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を認める方針が示されたことで、今回対象外となった17世帯に対し10万円を給付することで170万円の追加。

7款土木費3,800万円を追加し、2億585万6,000円。

2項道路橋りょう費3,800万円を追加し、2億445万9,000円。12月からこれまでの大雪によりまして、今後の除雪費が不足されることが予測されることから補正をお願いするものでございます。

歳出合計1億4,957万円を追加し、54億956万円となるものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては各担当課長から事項別明細書によりまして、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 補正予算の詳細につきまして、ご説明いたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、お手元に配布の別冊資料、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、その他社会福祉事業に要する経費に7,527万円の追加でございます。

内容は、2事業でございます。

1件目の事業の概要についてご説明いたしますので、参考資料の4ページ、資料2、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の概要を参照してください。

事業の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な

困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯及び令和3年1月以降に家計急変のあった世帯に対して、臨時特別給付金として支給するものでございます。

支給の対象者は、1、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、羅臼町住民基本台帳に登録されている者であって、次のア又はイに該当する世帯の世帯主とする。

アとしまして、令和3年度分の町道民税が非課税である世帯。

同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和3年度分の町道民税が課税されていない者又は羅臼町の条例で定めるところにより、町道民税を免除された者である世帯。

イとしまして、令和3年1月以降の家計急変世帯。

1に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の町道民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の町道民税が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込み額を控除して得た額をいう。）が、町道民税が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）

ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

1に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯。

基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、同一住所に住居登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合、同一住所におけるその他の世帯。

2として、1の規定にかかわらず、町道民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

給付額につきましては、1世帯あたり10万円。

支給開始予定につきましては、住民税非課税世帯が、2月中旬開始予定で、令和3年度未終了予定でございます。住民税非課税世帯につきましては、個別通知でお知らせをいたします。

家計急変世帯につきましては、2月中旬広報で周知いたします。申請受付開始後、順次支給することとしております。終了予定につきましては、令和4年9月末終了でございます。

事業費につきましては、住民税非課税世帯が490世帯、家計急変世帯が110世帯を見込んでおります。この110世帯については、国の算出による世帯数でございます。世帯

数合計600世帯かける10万円で6,000万円。

事務費でございますが、職員手当等が3万7,000円、需用費2万5,000円、役務費、通信運搬費6万7,000円、振込手数料6万6,000円、負担金33万円で、合計52万5,000円。事業費との合計6,052万5,000円となるものでございます。

なお、歳入につきましては、事務費が100%、事業費が95%で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で見込んでおります。

続きまして、2件目の事業についてご説明いたしますので、参考資料の5ページ、資料3、住民税非課税世帯等臨時特別給付金（町単独支援分）の概要を参照してください。

目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯に対し、羅臼町独自の上乘せ分給付金として給付するものでございます。

給付の対象者につきましては、1、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、羅臼町住民基本台帳に登録されている者であって、次の（1）に該当する世帯の世帯主とする。

（1）令和3年度分の町道民税が非課税である世帯。同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和3年度分の町道民税が課税されていない者又は羅臼町の条例で定めるところにより、町道民税を免除された者である世帯。

2といたしまして、1の規定にかかわらず、町道民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

給付額につきましては、1世帯あたり3万円。支給開始予定は、2月中旬を予定しております。令和3年度末終了予定でございますが、さきに説明した、一律10万円の給付と併せまして、支給する予定でございます。

事業費でございます。住民税非課税世帯490世帯かける3万円で1,470万円。

事務費でございますが、職員手当等1万2,000円、需用費8,000円、役務費、通信運搬費2万5,000円で事務費合計4万5,000円、事業費の合計が1,474万5,000円でございます。

なお、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

別冊資料の事項別明細書5ページ、6ページにお戻りください。

3節、職員手当等、時間外勤務手当、住民税非課税世帯等臨時特別給付金分が3万7,000円、町単独支援分が1万2,000円、合計4万9,000円の追加。10節、需用費、消耗品費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金分が2万5,000円、町単独支援分が8,000円、合計3万3,000円の追加。11節、役務費、通信運搬費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金分が6万7,000円、町単独支援分が2万5,000円。計9万2,000円。手数料、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の振込手数料として、

6万6,000円、役務費合計15万8,000円の追加。18節、負担金補助及び交付金、システム改修費として、北海道自治体情報システム協議会負担金に33万円の追加。19節、扶助費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、令和3年度住民税非課税世帯490世帯分及び家計急変世帯分110世帯、計600世帯かける10万円で、6,000万円の追加。同じく扶助費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金（町単独支援分）として、令和3年度住民税非課税世帯490世帯かける3万円で1,470万円の追加。扶助費合計7,470万円の追加でございます。

続きまして、2項児童福祉費、2目児童措置費、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費に3,630万円の追加でございます。こちらも内容は、2事業でございます。

1件目の事業の概要についてご説明いたしますので、参考資料の6ページ、資料4、子育て世帯臨時特別給付金の概要を参照してください。

補正の理由でございますが、高校生以下から新生児の児童を持つ世帯に臨時的な給付を行うため、さきの第4回定例議会で標記事業の追加補正をしたところでございますが、対象者の精査により、当初見込みよりも対象者が増加したため、事業費を増額する必要が生じたことから、追加補正をお願いするものでございます。

補正額でございますが、中学生以下要申請分が207名、高校生要申請分が139名、合計346名かける10万円で、3,460万円でございます。

支給開始時期につきましては、令和4年2月中旬を予定しております。

なお、歳入といたしまして、全額を子育て世帯臨時特別給付事業補助金で見込んでおります。

この度、補正することによりまして、事業費の合計につきましては、下段枠に記載しております、対象児童数の合計が、中学生以下が746名、高校生が272名、合計1,018名かける10万円で1億180万円及び事務費60万6,000円、合計1億240万6,000円となるものでございます。

続きまして、2件目の事業につきましてご説明いたしますので、参考資料の7ページ、資料5、子育て世帯臨時特別給付（特例給付分）の概要を参照してください。

目的につきましては、子育て世帯への臨時特別給付事業として高校生以下の児童に臨時特別給付金を給付しておりますが、対象外としていた児童手当特例給付世帯に対し、羅臼町独自に児童手当特例給付受給世帯に臨時特別給付措置として実施するものでございます。

対象児童数は、令和3年10月期分児童手当特例給付支給となる児童です。対象児童数17名、支給対象者につきましては、令和3年10月期分児童手当特例給付受給者で対象受給世帯10世帯でございます。

給付額は、対象児童1人当たり一律10万円、支給開始予定時期につきましては、令和4年2月下旬でございます。個別通知で支給の予定でございます。

支給方法につきましては、令和3年10月支給時の児童手当特例給付を受給している口

座へ振り込みをいたします。

予算につきましては、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費。

2目児童措置費、19節扶助費、細節、子育て世帯臨時特別給付金（特例給付分）。算出根拠17名分、10世帯10万円で合計170万円でございます。

なお、歳入として、全額を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で見込んでおります。

それでは、事項別明細書、5ページ、6ページにお戻りください。

2項児童福祉費、2目児童措置費、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費、19節扶助費に3,630万円の追加でございます。

内容は、2件ございまして、1件目は、子育て世帯臨時特別給付金として、3,460万円の追加。

2件目は、子育て世帯臨時特別給付金（特例給付分）として、170万円の追加でございます。以上です。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 別冊資料、事項別明細書の7ページをお開き願います。

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費に3,800万円の増額補正であります。

補正理由でございますが、町道維持補修及び除雪に要する経費、町道等除雪業務におきまして、昨年12月下旬から本年1月中旬まで、継続的な降雪や暴風雪、度重なる大雪に見舞われ、積雪の深さも7年ぶりに100センチを超える状況にあり、また、雪質の状況等からも、除雪稼働時間が大幅に増大しており、除雪業務委託料の1月12日時点での予算残額が2,819万2,000円となり、今後の見込みにつきましては、過去の実績より推測いたしましたところ、不足が見込まれる状況となりましたことから、12節、委託料に3,800万円の増額をお願いするものであります。以上です。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 引き続き、歳入をご説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金に、1,434万6,000円の追加で、内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加するもので、新規に追加する2つの事業となります。

まず、1件目は、子育て世帯臨時特別給付金（特例給付分）170万円で、子育て世帯等臨時特別支援事業の対象外となる児童手当特例給付世帯に対し、羅臼町独自で給付金を給付するため、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費の追加であります。

そして、2件目は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金（町単独支援分）1,264万6,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯等臨時特別支援事業に羅臼町単独上乘せ給付を行い、様々な困難に直面した方々の生活を支援する

ため、その他社会福祉事業に要する経費1,470万円に対し、当該臨時交付金の配当額の残額分1,264万6,000円を追加するものであり、2つの事業の合計で1,434万6,000円となるものであります。

このことによりまして、令和3年度の臨時交付金は、配当見込額の総額1億205万4,000円に対して、全額を充当することとなりましたので、補正予算充当後の残額はゼロとなる見込みであります。

なお、参考資料の1ページ資料1には、令和3年度の臨時交付金の充当予定事業を予算ベースで掲載しました、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画案を添付しておりますので、後程お目通し願います。

2目、民生費国庫補助金に、9,212万5,000円の追加で、内容につきましては、2件あります。

まず、1件目は、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金に3,460万円の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業として、高校生以下から新生児の児童を持つ世帯に臨時的な給付を行うため、先の第4回定例町議会で追加補正をお願いしたところでありますが、対象者数の精査により、当初見込みよりも対象者数が増加したため、事業費を増額する必要が生じたことから、子育て世帯臨時特別給付金に要する経費の追加財源として、その全額が国庫補助金として交付されるものであります。

そして、2件目は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に5,752万5,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯及び家計に急変のあった世帯に対して、臨時特別給付金として給付することから、その他社会福祉事業に要する経費の追加財源として、その事業費の95%及び事務費の全額が国庫補助金として交付されるものであり、2つの事業の合計で9,212万5,000円となるものであります。

19款1項1目繰越金に4,309万9,000円の追加で、歳出の財源調整として、前年度繰越金に求めるものであります。

以上、歳入歳出それぞれ、1億4,957万円の追加補正をお願いするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第1号、令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、
原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員